

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

昭和村長 舟木 幸一

市町村名 (市町村コード)	昭和村 07446
地域名 (地域内農業集落名)	佐倉 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月2日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻農家が軒並み高齢化しており、近年は地区外的水稻農家を受け入れることで地区内の圃場を荒らすことなく保っている。幸い圃場条件は良く安定した収量が得られるため、今後も地区外からの入作が見込める見通しである。

耕作条件が悪い水田については集落営農組織がソバを作付しているが、こちらも先述同様に構成員が高齢化している中で後継者が不足しており、今後の見通しが不透明な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業リタイア・経営転換するものは原則として農地中間管理機構に貸付し、担い手の分散作圃解消のため、参画している農業法人や個人の担い手へ集積・集約を図る。

物理的な距離の問題から有限会社グリーンファームがカバーしにくい地区であるため、近隣地区との連携が今後必須となる見込みである。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	12 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地(山際の農地等)については保全管理とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積時に農地中間管理事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内に担い手となり得る若手農家がないことから、主に地区外から経営体を募っていく必要がある。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①村や猟友会と有害鳥獣の発生及び被害状況の情報を共有し、電気柵の設置における箇所選定や方法について検討する他、猟友会による一斉射撃の時期や人員数について要望するなどし、効果的な防止対策を行う。